

○田川地区清掃施設組合単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準
に関する条例施行規則

平成 25 年 2 月 6 日

規則第 8 号

田川地区清掃施設組合単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例
施行規則(平成 13 年規則第 17 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規則は、田川地区清掃施設組合単純な労務に雇用される職員の給与の種類及
び基準に関する条例(平成 25 条例第 5 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、単純
な労務に雇用される職員(以下「職員」という。)の給与に関し、必要な事項を定めるこ
とを目的とする。

(給料の支給)

第 2 条 職員の給与の額及び支給方法については、田川市職員の給与に関する条例(昭和
26 年条例第 27 号)の規定の例による。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

種 類	手 当 の 額
清掃衛生作業員手当	
ごみ焼却及び埋立処理業務に従事する職員	1 日につき 300 円
し尿処理場に従事する職員	1 日につき 300 円